

東由利村報

1964・3・1
No. 82 発行 東由利村役場
印 刷 K K 本間印刷所

残された「差押え」の強行手段

滞納村税は今月中に納めよう

今年度もこの月限りとなった。ふりかえってみると、今年も村税の滞納をなくそう、滞納は何よりも困った村のガンだ。自主納税だと呼びかけてきたが、笛吹けど何んとやら一向に成績のあがらないまま、年度末のギリギリのところへきってしまった。

すでに滞納者には全員に滞納額を通知したし、催告状も出したので残る手段は臨戸徴収の強化と、強制処分の断行だけとなった。

強制処分は、する方でも、される方でも全く好ましからぬことで、完納の方々から、長い間徴税の仕方が手ぬるいというきびしい批難を浴びながら村民の良識に期待をかけてきました。

ご承知のように、一たん差押え処分を受け、公売にかけられれば、それがたとえ農地であっても、自動的に耕作権も所有権も買受人に移ってしまいます。

村ではこのような滞納整理の方法は出来るだけ避けたいと思って、これまで自重してきたのであるが村財政の現状と、一向に改まらない

い多額にのぼる滞納村税額をみては、もはや強硬手段に訴えるのもやむを得ないことになり、すでに一部の人々には、差押えの前の手続きを運んでいます。これはまことに残念なことで、残る1カ月の間にせひとも自主納税を果して、このような好ましからぬ事態を避け得られるよう、ご理解とご協力とをお願いいたします。

農業構造改善事業協議会発足

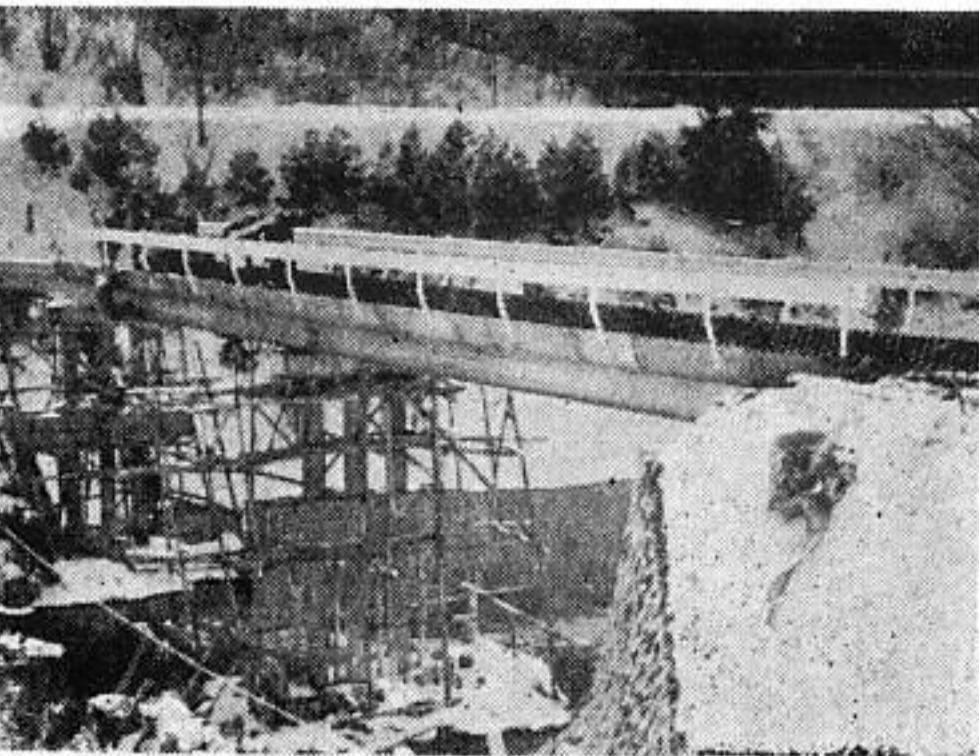
事業推進の諮問機関

日本農業の静かなる革命、世紀の大事業である農業構造改善事業については、本村でもいよいよ本年4月指定を受けてその実施にむかう運びとなった。もとよりこれは本村空前の大事業であり、村民の総力を結集して始めてなし得ることである。

この事態に即応するため、2月28日、東由利地域農業構造改善事業協議会が発足した。委員には農業対策審議員の外、各生産団体、農家代表26名をもつて組織し、村長

完成近い 大下橋

この橋は延長36.5m、巾2.5mで、型式はプレハブ・ブリッヂ（組立式）といい、県内では始めてのものである。なお工事費は270万円、長田建設の請負いで消雪後間もなく完了の予定です。



県農業気象協会長に

阿部村長

2月17日、秋田県農業気象協会の発会式で、阿部村長が会長に決定した。

なお、本村の観測所は機械の据付もほぼ完了し、4月から本観測に入ることになっている。

新年度から変る予算制度

社会・経済の進展と地方自治の発展すべき方向に即した、将来性のある地方自治体の財務会計制度をうちたてるため、昨年地方自治法が大巾に改正されて予算制度にも大きく改正が加えられ、39年度予算から適用されることになった。

今まで予算とは歳入歳出をいうものとされていたが、こんどの改正で予算は歳入歳出予算のほか数年度にわたる継続費や債務負担、地方債など歳入歳出予算に直接関連するもの、あるいは将来必ず財政負担を伴い実質的に予算になるものについて、その全貌を一覧してつかめる方式がとられている。これは議会の予算審議からも便利であり、また住民の立場からみて判断しやすい予算とする趣旨であるとされている。

早場米時期別格差

決る

39年度早場米の政府買入時期別格差は次のようにきまった旨県農林部から通知があった。

(期日)	(150キロ)	(60キロ)
9月30日まで	400円	160円
10月1日より		
10日まで	200円	80円

予算科目も大きな変化

とくに歳出については経費の支出内容を、行政の目的別に「款項」に区分して示すことはこれまでと変りないが、その経費によって行われる業務ごとの具体的分量、効果、そしてその財源はどこから調達するか、つまり自治体の事業または事務は、直接間接に住民に何らかの便益を提供するものであるが、住民の側からみて、どんな便益がどの程度の分量で提供されているのか判断が容易にできるように改められている。

要は、行政的サービスの需要者や、その他自治体の歳入がどのような面に使用され、その効果はどのようにになっているかを判定しやすいように、歳出予算科目（款項）がたてられることとなっている。

23日・農協の合併臨時総会

事務手続き順調に進む

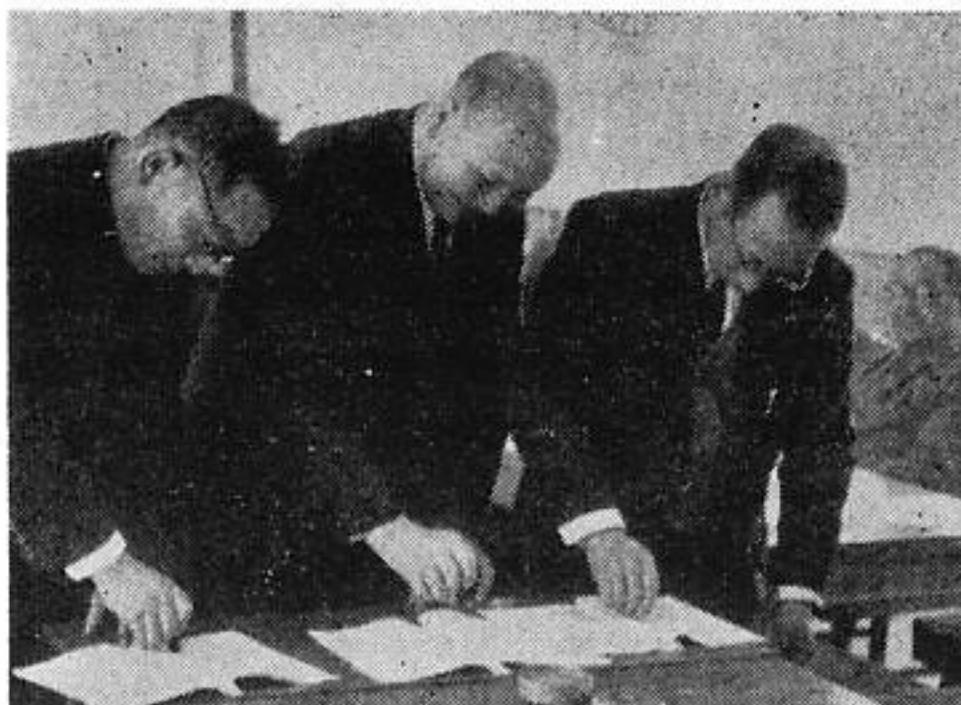
4月1日発足をめざす、新農協の一連の事務手続は、予定通り進み

2月10日仮契約書の調印、23日には3農協一齊に臨時総会を開いて合併手続の承認を得、農協設立委員として次の9氏が選任された。

佐々木宇一郎・梅津千代松・小野昭一・阿部直一郎・千葉宇三

郎・小笠原喜一郎・長沢毅・小松哲郎・畠山友一

ついで25日設立委員会を開き、会長に阿部直一郎氏副会長に長沢毅氏を選任し、事務局を設置して、局長に小松竹三郎氏を、外に事務担当職員2名を決定、農協新役員を選定した。



写真は
上調印式
下解散総会



両婦人会統合

下郷・玉米両地区の婦人会はこんど統合して新しい組織をつくることになり、その創立総会を3月24

日、役場で開く。

なお当日は中央講師を招き、記念講演会を開くよう計画している。

子供所有の農地を父が売買したらその売買は無効か

【問】 最近、乙所有の農地を乙の父甲から買い受けました。私は子供のものを父が売るというのだからかまわないと思いましたし、農地法3条の知事の許可も受けました。ところが登記をしようと思ったら乙が自分の農地だから甲と私の売買契約は無効だと主張しています。この売買契約は無効でしょうか。

【答】 農地の所有者乙が父甲に対し、農地の売却を依頼した事実がなければ、甲は乙の農地を売る権利をもちませんから、この農地の所有権はあなたのものになっていいるとはいえない。この場合あなたは甲に対して支払った代金の返還と、損害賠償の請求することができます。また、甲が乙から所有権を取得してあなたに移転することを請求することもできます

ただし、甲に権利がないことをあなたが知っていた場合には、契約の履行および損害賠償はいずれの請求もできません（民法117条）。

しかし、乙が、甲とあなたとの売買契約を追認（甲の行なつた無効代理行為を正当な代理行為とし

農地相談室

て引受けること）した場合は農地の売買は有効に成立します（民法113条）。

また、甲が乙の代理人として、今までの不動産一般について売却したり、抵当に入れたりしたこと等があつてあなたもそれを知つており、今度の売買において、甲が乙に頼まれて売却するのだというようなことをいっておれば、所有者乙はこの売買に応じなければならなくなります（民法112条）

以上は乙が成年の場合のこと

追放しよう！

暴力的迷惑行為

このことについて、村民に広報して協力を求めるよう本荘警察署より要請がありましたので、特に本村に關係の深い分をのせることにいたします。

人権をふみにじり、平和な日常のくらしをおびやかす「暴力的迷惑行為」とは
①許可なく、銃砲、刀剣などを持つたりかったりすること

②酔っぱらって粗暴なことを云つたり行ったりすること

③異常な騒がしい音を出したり、犬やわとりなどを放し飼いにすること

④押売りや、何かをすすめるために無理に家の中に立ち入るか、帰ってくれといつても応じない場合など

この外にもたくさんありますが、

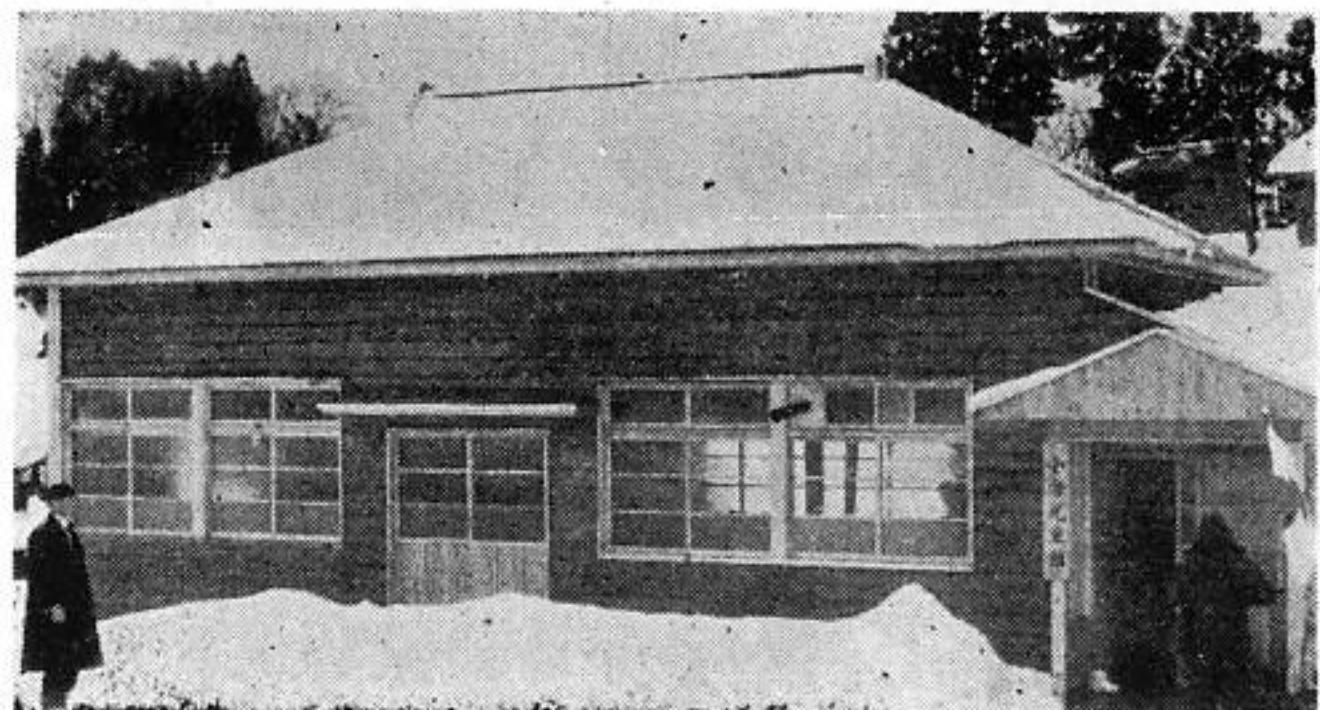
ですが、もし乙がまだ未成年である場合には、甲は乙の親権者として乙に代理して法律行為を行なうことができますから、その売買は有效地に成立します。なお、農地法3条では、農地を売買する場合は、知事の許可を受けなければならぬことになっており、この許可を受けない売買は無効だとされています。あなたの場合農地法3条の許可を受けたそうですが、甲が乙の代理人として、あなたと連名で農地法3条の許可申請をした場合を考えますが、農地法3条の許可処分が買受人の資格について検討したうえなされたものである点からみて、許可は一応効力を生じると考えられます。しかし所有権者でもなく、代理者でもない甲の詐欺によって許可申請をしたと認められる場合は、知事はあなたの申請があれば許可処分を取消すことが考えられます。

（農業委員会）

これ等のことを自分がされた場合はもちろん、見たり聞いたりしたときでも、すぐ警察に知らせて、みんなの協力により、暴力を追放して、明るく住みよい村にいたしましょう。

身障者協会で養児

村身体障害者更生協会では、2月27日役員会を開いて本年度の事業計画をたてたが、そのうち、昨年始めた養児事業の成績がよかつたので、本年は未亡人会とも協力して事業を拡充することにした。



小倉児童館竣工

子ども会・親の会活動の拠点として活用

昨年より建設に着手されてきた小倉児童館はこのほど完成したので、その喜びの竣工式が2月11日、同館で盛大に挙行された。小倉児童館は木造平屋建、面積は85.8平方メートル、総工費70万円（うち県補助30万円）である。

この児童館は県が、いわゆる青少年健全育成運動の一環として幼児や少年の保護活動、子ども

会や親の会の活動の拠点とするもので、小倉部落ではこの他部落づくりの場としても大いに活用しようとプランを練っている。

【写真は完成した小倉児童館と竣工式で感謝のことばをのべる子ども会代表】

3月14日

自立農家研究協議会

秋田県農業会議では次の要項によって、研究協議会を開くことになった。

主催、村農業委員会、県農業会議

①開催趣旨

農業振興特別指導事業の円滑なる実施推進をはかるため、村の中核となる農家を対象に、農業振興計画の樹立実施に必要な事項につき、研究協議する

②開催日時

昭和39年3月14日午前10時30分

③場所 東由利村役場会議室

④研究協議

イ、最近の農業情勢

県農業会議事務局長

柿崎辰治郎

ロ、農業経営自立化対策
コンサルタント協会専務理事

高畑 光徳

ハ、 河野事務局長

母校に図書寄贈

下郷中学校の卒業生で、東京に就職している、岩館出身の伊東留藏君（世田谷区太子堂町483）から根ツ子の会発行の次のような図書を母校に贈ってきた。伊東君は卒業後6年にもなり、ともすれば母校はもちろん、生家とさえつながりがうすくなっている者の多い中に誠に感心なことだと思います。

▷今日もどこかで▷若い太陽

▷青い根の春▷はじめて愛す▷さよならまたね

3月13日・予算村会招集

新年度予算を審議する定例村議会は3月13日、役場に招集される。

村民税の申告

3月13日まで

すすめよう 『健康な稻つくり運動』

本年は凶作も予想

昨年の稻作りは近年稀な不作で、数字にあらわれた分だけでも、予約米減額補正量で4千俵をこえておるが、減収量はこの数字をはるかに上回っており、村経済に及ぼす影響はまことに大きなものがある。その端的なあらわれの一つとしてこの冬からの出稼ぎの様相は、その質に於いて数において全く新しい段階にはいったように見える。

質では中堅農家の主人まで出て行くようになり、数では千人をこえるということになった。しかも家計はこれから日を追って苦しくなるであろう。これは本村がほとんど米作り一本にたよっている関係上やむを得ない結果であり、勢米作りの成果を挙げることが何よりも大事なことである。

若しも今年も去年のような不作をくり返すようなことがあるならばそれこそ大変なことになると思う。今一般に不作の原因とされて

いることは、
①天候の不順
②連続豊作になれて稻作りを怠ったこと
③消力栽培の行き過ぎ
④金肥だけにたより過ぎることなどが主なものとしてあげられている。

①について今年の東北地方季節予報研究会の発表によると楽観を許されない。殊に田植時の低温と不順天候は相当の打撃であり今から対策をたてておく必要がある。

尚大凶作の歴史を調べて見ると今に伝わる天保4年己年の大飢きんは131年前、その前の宝暦のそれは200年前とそれ己年を中心にその前後大体60年を周期として大凶作がおとづれおり、来年はその己年に当るのである。

推進委員に85氏

天候、技術、品種其の他各種の問題に対して充分な対策をたてなければならない。

県でも深くこの点に注目して、健康な稻づくり運動を起し、村またこれに呼応し、意欲的な第一線米作りの精銳85名を推進委員に選定して体制を整備した。

愈々3月中、県派遣の専門家による講習会を手始めに、新規蒔き直しの米作りに取組むことにしていく。

土地改良区の総代選挙

投票日・3月19日

2月28日告示、3月19日投票午前8時より午後2時まで

土地改良区（八塩ダム）総代の任期（4年）がこの3月26日で切れますので、土地改良法にもとづき次の要領によって選挙する。
①選挙の期日
届先、村選挙管理委員会

②選挙される定数（本村分）

玉米13、老方4、蔵7、宿2

③候補者等

立候補届出 告示から3月9日まで

毎月1日を農休日

婦人会が母体になって推進

全村の統一した定休日の実施は長い間の懸案であり、昨年2月12日の婦人、青年会幹部懇談会で強い要望があり、村でも熱意をもってこれを支持し、部落長会議その他各種団体にも呼びかけてきたが、今のところ特定の個人で実施している程度で一般に普及するまでには至っていない。

一方農業構造改善問題や農村問題セミナーの発足その他全村的規模に於て、しかも急速に実施しなければならない問題が次々に起つてきている。

この際、月1回の定休日さえ実行出来ないということは村の置かれている情勢を考えるとまさに残念なことだと思います。



酪農婦人部の学習

2月3日行われた酪農婦人部の講習会。とかく軽んじられてきた農家の婦人も、こうした真剣な学習と実践をとおして、経営の1本の支柱となっていく。

藏地区で

老人クラブ結成

1月25日藏地区では民生委員と各部落の老人代表者が集って、老人クラブ結成の準備会を催し、その話し合いによって、60才以上の名簿により入会者をきめ、2月2日

いよいよオリンピックの年である。表彰台のメインマストに国旗を掲げる輝やかしい光景は選手はもとより、会場を埋める幾万の観衆を通して全世界の人の心をゆさぶる感激である。

国旗を全戸に

今年はオリンピックの年

我等は敗戦により、戦争といういまわしいものを放棄した。が同時に国に対する豊かな愛情をも同時に失った。其の端的あらわれは国旗に対する尊敬と誇りと愛情とを失ったことではなかったか。

オリンピックのマストに輝やく日の丸を望みながら我々もまた家々ごとに国旗を掲げようではないか。

村教育委員会ではすでに各学校に呼びかけてこの運動を始め、

婦人会もこれに

同調することを

申し合わせた。

全村一丸の運動

になりますよう御協力をねがいます。

尚公民館では御希望に応じ、国旗のあっせんをするよう準備を進めております。

タバコはぜひ村内で

村財政をうるおす消費税

みなさんが毎日すっておられるたばこ代金の13.4%は、たばこ消費税として公社から村に納められております。たかがたばこ位とお考えかも知れませんが、つもりもって仲々馬鹿にならない大きな額になっております。今毎日しんせい1つを吸う人の場合を計算しますと1年では、14,600円この税額が1956円となり、昭和37年の分は

190万円にもなって大きく村財政をうるおしております。どうぞ旅行などでよそに出られる時でも、「たばこは村で」という合言葉でご協力をお願いします。

親会に移り、久し振りの歓談に一同非常に喜んで散会した。

尚、法内老方等もそれぞれ準備中であるから、近く各地区共老人の会が誕生する気運にある。

酪農連盟の新役員

村酪農青年連盟では2月21日総会を開いて名称を酪農連盟と変更し次のように新役員をきめた。

▷会長、畠山清一（下吹）

▷副会長、伊東庄一郎（新田）

小松秀穂（湯出野）柴田浩（須郷田）

▷理事遠藤賢一（宿）畠山田造（島）宮塚昭三（新町）長谷山悦雄（石高）佐藤順治（下小屋）

▷監事、横山光三郎（石高）長谷山勇一郎（湯出野）遠藤治郎助（十二ノ前）

初の珠算1級合格者

昭和39年1月26日施行の、全国珠算教育連盟主催第59回検定試験において、本村から始めての1級合格者がいました。

上級合格者次のとおり

1級 佐野 隆雄（下中2）

〃 佐々木敦子（宿小6）

2級 今野登和子（下中）

3級 工藤 良（法内小）

〃 畠山 芳夫（老方小）

□□□□□□□□□

焼死者がふえている

火災による焼死者が非常にふえています。次のようなことに十分ご注意して下さい。

○火の元に充分注意して下さい

○幼児、老人、病人のいる家では特に注意して下さい

○お寝み前にも一度火の元を確かめましょう

○奥まった部屋などには避難口をつけましょう

○小屋裏、天井裏は寝室に使わないように

○火を使った後始末をしっかりしましょう

○二階の出口には避難の用意をしましょう

○外出の時には先づ火の始末をしかめましょう

○老人、病人、子ども、酔った人は出やすいところに寝せましょ